

大和市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年6月30日

大和市長 大 木 哲

大和市規則第39号

大和市福祉事務所長委任規則の一部を改正する規則

大和市福祉事務所長委任規則（昭和34年大和市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第19条第4項」の次に「及び第55条の4第2項」を加え、「及び」を「並びに」に改める。

第2条第1号エ中「指示」の次に「並びに法第27条の2に規定する要保護者に関する相談及び助言」を加え、同号オ中「要保護者に関する」の次に「報告、」を加え、同号中シをスとし、クからサまでをケからシまでとし、キの次に次のように加える。

ク 法第55条の4に規定する就労自立給付金の支給に関すること。

附 則

この規則は、平成26年7月1日から施行する。